

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 10 月 16 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）フレンドマート近江八幡店 近江八幡市鷹飼町 452 番地 1 ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
 - (1) 店舗等での自治会加入の取り扱いについて、地元自治会と協議を行い、その経過ならびに結果を文書により報告すること。
 - (2) 開発協議での内容を遵守すること。
 - (3) 南側駐車場について、乗入部の新設・変更等ある場合は近江八幡市と協議されたい。
 - (4) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月法律第 98 号）、近江八幡市環境保全に関する条例（平成 22 年近江八幡市条例 255 号）等の環境関係法令を遵守し、騒音・振動・悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。
 - (5) 近江八幡市環境保全に関する条例第 12 条に基づき、近江八幡市と環境保全に関する協定を締結すること。
 - (6) 届出書記載の騒音対策のほか、周辺の生活環境がそこなわれないように努め、苦情があった場合には、事業者が誠意を持って対応されたい。
 - (7) 届出書記載の廃棄物対策等について、適正に行われるよう取り組まれたい。
 - (8) 周辺に民家や周辺住宅があり、通学路もあることから、ピーク時には交通整理員を配置するなど、交通安全の確保に留意されたい。
 - (9) 屋外広告物許可地域となるため、自家用広告物の総面積が 10 m²を超える、または非自家用広告物を提出する場合は、屋外広告物許可申請をすること。
 - (10) 開発許可・開発事業承認の内容を遵守すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町 236 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 30 年 10 月 16 日から平成 30 年 11 月 16 日まで